

1. 埼玉県指定 診療・検査医療機関（国名称：外来対応医療機関）の指定・公表の終了

これまで埼玉県では、発熱患者に御対応いただける医療機関を、「埼玉県指定 診療・検査医療機関」（国名称：外来対応医療機関）として指定し、埼玉県指定 診療・検査医療機関検索システム上で公表してまいりましたが、令和6年3月末をもって終了いたします。

令和6年4月以降は、幅広い医療機関に御対応いただくこととし、発熱等の際には、かかりつけ医や身近な医療機関を受診いただきます。

なお、今後、県民の方が医療機関を探す際の一助とするため、また、医療機関において県民からの問合せに対する負担を軽減するため、令和6年3月末時点の診療・検査医療機関の情報を元に、新型コロナウイルス感染症を含めた発熱外来を実施する医療機関のリストを埼玉県ホームページに掲載いたします。

2. 新型コロナ後遺症外来(継続)

これまで、新型コロナ後遺症の診療を行う医療機関を募集し、埼玉県ホームページにて公表してきました。

令和6年4月以降も、引き続き後遺症外来を実施する医療機関の募集・公表を継続いたします。

※令和5年5月8日より措置されている、罹患後症状の診療に対する診療報酬の臨時的取扱いについては、令和6年3月末で終了となります。

▶ 埼玉県ホームページ「新型コロナ後遺症外来について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/kouisyoushou.html>

3. コロナ専用の相談窓口を終了し、既存の相談窓口へ統合

(1) コロナ総合相談センター、コロナワクチン専門相談窓口

【令和6年3月で終了】

①「埼玉県コロナ総合相談センター」（0570-783-770）：（3月31日は22時まで受付）

▶ 発熱等の症状があり、受診先の確認・受診に迷う場合の相談先

②「埼玉県新型コロナワクチン専門相談窓口」（0570-033-226）：（3月31日は24時まで受付）

▶ コロナワクチン接種後の副反応・有害事象でお困りの方の相談先

【令和6年4月以降の体制】

令和6年4月以降は、発熱やワクチン接種後の副反応等に関する、受診の必要性や家庭での対処法は、「埼玉県救急電話相談」（#7119）（24時間対応）に御相談いただけます。

※ダイヤル回線・IP電話・都県境の地域でご利用の場合は048-824-4199を御利用ください。

※埼玉県救急電話相談の相談料は無料。通話料は利用者の負担になります。

※新型コロナウイルス感染症に関する一般的なお問合せは、「厚生労働省 新型コロナウイルス感染症電話相談窓口」（0120-565653）（9:00～21:00）を御利用ください。

※コロナワクチンに関する一般的なお問合せは、「厚生労働省 新型コロナワクチンコールセンター」（0120-761770）（9:00～21:00）を御利用ください。

(2)外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン

これまで、発熱等の症状があり、通訳が必要な場合に、「外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン」(048-711-3025) (24 時間対応) を開設してまいりましたが、令和6年3月末をもって終了いたします。(3月31日は22時まで)

令和6年4月以降も、受診に関することを含む多言語での生活相談などは、「外国人総合相談センター埼玉」(048-833-3296) (月曜日から金曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く) 9:00～16:00) を御利用いただけます。

4. 医療費・ワクチンの公費支援

(1)医療費の公費支援の終了

これまで、治療薬・入院医療費の一部を公費により支援してまいりましたが、令和6年3月末をもって終了し、令和6年4月以降は、通常の医療費と同様の自己負担が発生いたします。

(2)コロナワクチン無償化の終了

これまで、生後6か月以上のすべての人に対して、無料でコロナワクチン接種が行われていましたが、今後は、市町村による65歳以上の高齢者、60～64歳の高リスク者を対象とした、原則有料で、秋冬年1回の定期接種となります。なお、定期接種対象者以外も全額自費での任意接種は可能です。

5. 情報発信

(1)コロナ関連情報ポータルサイトの変更

これまで、コロナ関連情報ポータルサイトとして「新型コロナウイルス感染症総合サイト」を開設してまいりましたが、令和6年4月以降は、「新型コロナウイルス感染症」を更新してまいります。

貴ホームページに、「新型コロナウイルス感染症総合サイト」のリンクを貼っていただいている場合には、変更いただきますようお願いいたします。

- ▶ 埼玉県ホームページ「新型コロナウイルス感染症」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covidjoho/home.html>

(2)サーベイランス情報の発信(継続)

定点医療機関による週単位の発生動向把握、ゲノム情報の解析は引き続き実施します。

令和6年4月以降も、埼玉県衛生研究所のページ「感染症情報センター」で公表します。

- ▶ 埼玉県ホームページ「感染症情報センター」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0714/surveillance/index.html>

(3)LINEアカウント「埼玉県-新型コロナ対策パーソナルサポート-」の終了

これまで、LINEアカウント「埼玉県-新型コロナ対策パーソナルサポート-」で、コロナ関連情報を配信してまいりましたが、令和6年3月末で終了いたします。4月以降は、埼玉県公式LINE「埼玉県庁」より、コロナ関連情報を配信してまいります。

6. 各種補助金の終了

病床確保、診療・検査医療機関（国名称：外来対応医療機関）の終了に伴い、病床確保料、院内感染発生医療機関支援事業補助金、空気清浄機などの設備整備や個人防護購入費用に対する補助金は終了いたします。

7. 埼玉県からのコロナ関連のG-MISによる情報入力依頼の終了

これまで、医療機関の皆さまには、日次報告、週次報告等により、コロナ関連の検査実施人数、逼迫状況、入院患者数、空床情報等をG-MISに入力いただいております。令和6年3月末をもちまして、埼玉県からの入力依頼は終了させていただきます。お忙しい中、入力に御協力いただき、ありがとうございました。

なお、令和6年4月以降も、入力機能は継続してご利用いただけますので、地区医師会等の単位で、コロナ空床情報の共有等にご活用いただくことは可能です。

また、医療機能情報提供制度、病床機能報告、外来機能報告等の、コロナと関連のない事業については、令和6年4月以降も引き続き、G-MISによる報告が必要になりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

8. コロナ診療報酬特例の終了

これまで、感染対策を講じた上でコロナ患者やコロナ感染が疑われる者を診察した場合や、重症患者・中等症患者、回復期患者を入院させた場合等、種々の診療報酬の特例がございましたが、令和6年度の診療報酬・介護報酬の同時改定において、恒常的な感染症対応への見直しを行うことや、新型コロナウイルス感染症の流行状況や医療提供体制の状況等を踏まえ、これら特例の取扱いは、令和6年3月末をもって、原則終了いたします。

なお、DPC病棟や療養病棟、介護医療院等の検査・抗ウイルス剤の出来高算定等、一部の特例は継続されます。

詳細は、厚生労働省保険局医療課事務連絡「令和6年度診療報酬改定による恒常的な感染症対応への見直しを踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等について」を御確認ください。

- 厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する特例措置について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00048.html

9. コロナワクチン 医師が相談できる専門医療機関（継続）

ワクチン接種後、徐々に出現する慢性的な麻痺やしびれなど、神経難病等が疑われる症状で、通常の医療機関では対応が困難な場合に、医師が専門医療機関（※）に相談できる体制を整備しており、令和6年4月以降も継続します。

なお、専門医療機関には一般の方から直接ご連絡することはできません。

（※）専門医療機関：埼玉医科大学病院、埼玉医科大学総合医療センター、自治医科大学附属さいたま医療センター、獨協医科大学埼玉医療センター

10. 高齢者施設等への支援(継続)

(1)COVMAT、eMATの派遣

これまで、高齢者施設等からの依頼に基づき、各保健所を窓口として、COVMATの派遣、eMATのオンライン支援を実施してまいりました。

令和6年4月以降は、通常の感染症への対策として、コロナ以外の感染症(インフルエンザ等)についても対象を広げ、COVMATの派遣、eMATのオンライン支援を継続してまいります。窓口は引き続き各保健所となります。(eMATは4市を除く)

(2)互助ネットワークによる応援職員の派遣

互助ネットワークは、特別養護老人ホーム等が事前に登録するネットワークで、入所施設・介護職員においてクラスターが発生し、介護職員が大幅に不足した場合に、ネットワーク内で、応援職員を派遣したり、入所者の受入等を行うシステムです。現在、約500件の施設にご登録いただいております。

令和6年4月以降は、新興感染症や自然災害も対象とした「相互支援ネットワーク」に移行し、同様の支援を継続する予定です。

▶ 埼玉県ホームページ「介護施設におけるクラスター発生に備えた互助ネットワークについて」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kaigo-net/gojo.html>

11. 介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金の終了

これまで、感染者の発生した施設等に対し、消毒、清掃費用等のかかり増し費用の補助を行ってまいりましたが、令和5年度中に発生した経費への補助をもって事業を終了いたします。

なお、令和5年度中に発生した補助対象経費で、令和5年度中に補助申請ができなかった分については、令和6年度に申請を受け付ける予定です。